

◇ 外国税額控除の適用可否を巡る裁判

Q : 外国税額控除の適用が認められるかどうかを巡って争われていた裁判があるようですが、内容を教えてください。

A : 取引自体に違法性は認められないものの、これによる外国税額控除の適用は認められない旨の判事が行われています。

【解説】

大阪高裁は、このほど、日本の外国税額控除枠を外国法人に提供することを目的に行った取引について、外国税額控除の適用が認められるかどうかで争われていた事案について、外国税額控除の適用を認めるとして国側の主張をすべて退けた第一審の大阪地裁判決を取り消す判断を下しました。

この事案は、原告である都市銀行が、海外における貸付金利息について支払った外国源泉税についての外国税額控除の適用の可否について争われていたもので、第一審の大阪地裁では、原告の主張を全面的に認め、国の更正処分を違法とする判断を示していたため国側が控訴していたものです。

大阪高裁では、海外取引先の源泉税の負担軽減を図るために原告の外国税額控除の余裕枠を利用させ、その利用に対する対価を得ることを主な目的とした不自然な取引であったといわざるを得ないと判断し、原告の行った取引は、外国税額控除を規定する法人税法の趣旨と目的を著しく逸脱するもので、正当な事業目的が存在したと認めることはできず、外国税額控除の適用を受けることはできないとしています。

